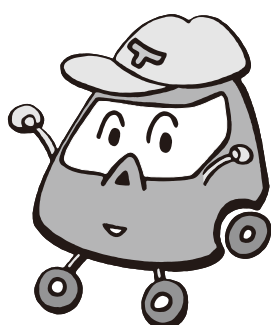


兵ト協ニュース

2011.1 No.294





もくじ

○ 年頭のご挨拶	1
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 低公害車普及促進対策費補助金について	10
事業用貨物自動車の緊急安全対策の徹底について	14
(経済産業) 下請取引の適正化について	16
「下請けガイドライン説明会」のご案内	21
(全ト協) 賃金交渉期における賃金・労働セミナー開催のご案内について	23
平成22年 全ト協十大ニュース	26
○ 事務局からのお知らせ	
運行管理者試験事前講習会開催のご案内	27
ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が追加されました	29
交通事故・労働災害防止研修会を開催しました	29
○ 天狼会のページ	30
○ 陸災防のページ	
はい作業主任者技能講習会のお知らせ	31
フォークリフト運転技能講習会のお知らせ	34
○ 会員だより	38
○ 協会日誌	39

謹 賀 新 年

新春を迎え ますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます
本年もよろしくお願い申し上げます

—— 平成二十三年元旦 ——



社団法人 兵庫県トラック協会

会 長	福 松	永 原	征 丈	秀 夫
副 会 長	出 亀	雲 田	昌	武 廣
〃	北 坂	野 尾	洋	穰 南
〃	森 太	川 田	武 啓	夫 三
〃	萩 北	野 村	喜	平 良
専 務 理 事	役	職 員	一	同
常 務 理 事				
〃				



年 頭 の ご 挨拶

社団法人 兵庫県トラック協会
会 長 福 永 征 秀

新年明けましておめでとうございます。

平成 23 年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業者の皆様はじめ関係各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

去年は、アジアの経済の回復もあり、世界的金融危機からの脱却が期待されていましたが、ギリシャ発の金融不安がユーロ圏はもとより、世界経済の回復に水を差す結果となりました。

我が国の経済は、製造業を中心に新興国向けの輸出や生産が伸びたものの、相変わらず雇用や需要の低迷が続く中、円高による輸出企業の利益の圧迫や地政学的リスクの高まりなど、一昨年に引き続き厳しい年越しとなりました。

さて、私どもトラック運送事業者は、国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく懸命に努力しておりますが、規制緩和以降の経営環境は運賃の上げ止まりが見られない中で、公共的使命である「安全対策」や「環境対策」などに係るコスト負担の増加など、厳しい状況が続き、多くの事業者が疲弊し、業界全体が深刻な経営危機に直面しています。

このような状況に対応するため、政府に対しては更に国の力強い景気・経済対策の推進を強く要望していかなくてはなりませんし、自動車関係諸税の暫定税率廃止や高速道路通行料金の問題、運輸事業振興助成金交付制度の恒久化についても未解決であり、強く実施を求めています。

国土交通省では「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」や「トラック輸送適正取引推進パートナー会議」において、今後のトラック輸送事業のための方策や荷主企業とトラック運送事業者とのより良い関係の構築についての検討が続けられており、今年中には結論が出され、国において何らかの措置が図られるものと考えております。

一方、私どもトラック運送事業者としましては、我が国の産業活動や国民の暮らしを支えるなど、国内物流に不可欠な公的基幹産業であることを自覚し、トラック業界の課題である社会と共生し、その役割を果たしていくことが大切であり、諸課題の解決に向けて、昨年に引き続き次の対策を推進して参ります。

第一に、適正化事業の推進であります。

安全で良質な輸送サービスは、社会的要請でもあり、私どもが常に守らなければならない使命でもあります。

この安全で良質な輸送サービスを行うことにより、荷主をはじめ消費者からの信頼を得、私どもトラック運送事業者の社会的地位を高めるものです。

しかしながら、厳しい経営環境が余儀なくされる中、過労運転など、不適切な事業者も見られ

ます。

このようなことから、昨年に引き続き、事業者に対する巡回指導を積極的に行うとともに、運輸安全マネジメントの積極的な導入、「安全性優良事業所認定制度（G マーク）」の取得を啓発し、顧客に提供する輸送サービスの向上を図り、荷主や消費者から信頼される業界づくりを目指して参りたいと考えております。

第二に、環境対策です。

近年、環境対策は人類共通の重大かつ喫緊の課題であり、私どもトラック運送業界にとりましても、環境問題は、社会と共生していく上でも最も重要な課題の一つであります。

この環境対策に関連する諸課題について、積極的に取り組んで参りたいと考えています。

特に、地球温暖化対策としての、CO₂ 削減については、自動車 NOx・PM 法及び自治体条例への対応、CNG 車などの低公害車や最新排ガス規制適合車の導入促進、エコ・ドライブやアイドリング・ストップの励行のほか、環境改善のための効果的な施策を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら適切な措置を講じて参ります。

また、グリーン経営認証制度への取り組みを更に推進して参ります。

第三は、安全対策です。

交通事故や労働災害の防止は、トラック運送業界に課せられた最も重要な使命の一つであり、特に交通事故は、人的・物的両面での損害をもたらすばかりでなく、深刻な社会問題ともなっています。

これら、交通事故や労働災害を誘発する原因は、過労などの就労条件の悪化によるもので、勤務時間等に関する基準の遵守や速度超過・過積載運行の排除が必須であります。

今年4月からは飲酒運転撲滅のために、アルコールチェッカーによる検査が義務づけられるところでもあります。

私どもトラック運送業界挙げて、交通事故並びに労働災害防止に向けた取り組みを積極的に行い、「事故ゼロ」を目指すことが、社会と共生していくために重要かつ最善の策であると確信しております。

私どもトラック運送業界としましては、安全、環境、労働力の確保など、現在、業界が抱える多くの重要な課題に着実に取り組み、将来にわたるトラック運送業界の発展のため、課題を一つずつ確実に解決して参りたいと存じます。

その他にも、私どもの業界は様々な課題を抱えており、更なる政治的な働きかけも視座に据えて、課題の解決に向けた行動も起こして参りたいと考えています。

つきましては、会員の皆様をはじめ、関係各位の一層のご支援、ご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本年は「卯＝兎」。「兎の上り坂」という諺にもありますように、景気の回復がとんとん拍子に進んでいくことを期待しますとともに、皆々様のご健康、ご多幸を心から祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



平成23年 年頭ご挨拶

社団法人 全日本トラック協会
会長 中西 英一郎

全国の会員事業者の皆様はじめ関係各位には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。平成23年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶申し上げます。

さて、昨年のわが国の経済は、前半においては世界経済の回復を受けて景気が持ち直す場面も見られましたが、後半は円高や海外経済の減速の影響に加え、エコカー補助金や家電エコポイントなどの期限切れで消費需要が落ち込み、年末にかけて景気の停滞感が強まりました。新年は補正予算による緊急総合経済対策の効果や、拡大が続くアジア諸国の経済や米欧の景気回復などを追い風として、我が国経済の自立的な回復軌道への転換を期待したいところです。

このような内外の経済情勢とともに、国内の輸送需要も刻々と変化しています。特に、昨夏は猛暑による飲料や家電製品の需要が伸び、輸送需要も一時的に増加しましたが、秋口から荷動きが再び鈍化傾向を辿り、全般に厳しい年越しとなりました。

このような中、トラック運送業界ではさまざまな課題が引き続き山積しておりますが、とりわけ自動車関係諸税の簡素化、軽減及び運輸事業振興助成交付金の継続と法制度化については、昨年も中央と地方が一丸となり、また新たに民主党トラック議員連盟の諸先生の格別のご理解、ご支援もいただきながら、11月下旬の「民主党マニフェスト実現要請行動」を含めて、関係方面に積極的に要望活動を展開しました。年末には23年度の税制大綱が閣議決定されましたが、深刻な税収不足の中で、軽油引取税に係る旧暫定税率に相当する当分の間税率は、残念ながら再び延長されることとなりましたが、軽油引取税と一体の措置である交付金については、あらためて継続されることとなりました。また、昨年の事業仕分けで制度の建て付けが問題とされたこと、地方自治体による交付金の一方的減額措置が相次ぐことから、交付基準額の確実な交付を確保するための法整備等の方針も大綱に盛り込まれました。

一方、高速道路料金につきましては、国土交通省が昨年4月に打ち出した上限料金制の導入等による新たな料金割引制度は、多くのトラック事業者にとって実質的に値上げとなるため、トラック議連の全面的なご支援もいただきながら、業界を挙げて強力に反対運動を展開いたしました。この結果、改定案は凍結されたのち、昨年末に新たな料金案が示され、トラックについては少なくとも現行の時間帯割引や大口多頻度割引が継続されることが確実な見通しとなりました。

また昨年3月、国土交通省は、業界が重要な懸案として要望してきた規制緩和の検証を含め、「トラック産業の将来ビジョン」を策定するための検討委員会を設置し、作業を開始しましたが、7月にとりまとめられた「中間整理」では、これまでの規制緩和後の厳しい業界の現状が指摘され、中型免許制度についても、円滑な人材確保の観点から今後議論を深めていくべきとされ、さらに、不適正事業者への対応では、社会保険未加入者の問題など「正直者が損をしない」体制の整備に向け、関係行政機関との連携を強化することも指摘されています。本年は検討会のもとに設置されたワーキンググループにおいて、適正運賃の収受に向けた取り組みとともに、新規参入に係る最低車両台数のあり方について、今夏を目途とする最終とりまとめに向けて、具体的な議論が進むものと期待されます。

こうしたなか、業界としての新年の最大の関心事は、何と言っても国民生活を第一にすえた政治の安定と経済、景気の本格回復であり、国際的な政治、経済動向にも適切に対応した、国の聡明で力強い政策運営を強く期待したいところであります。同時に、こうした厳しい状況の中にあっても、安全、環境、法令順守、労働力確保など、将来にわたるトラック運送事業の発展を目指して我々自らが着実に取り組まなければならない課題は、引き続き山積しております。全日本トラック協会としましては、今後とも業界の叡智と力を結集して、諸課題に全力で取り組んでいく所存でございますので、関係各位の一層のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、本年の皆さまのご健康、ご多幸を心よりお祈りして新年のご挨拶といたします。



兵庫県知事

井戸敏三

～自立新時代に向かって～

新年あけましておめでとうございます。

21世紀の幕開けから10年、新しい社会のしくみづくりが模索されています。デフレ経済下で経済雇用の停滞が長く続き、先行きに対する閉塞感が漂っています。まずはデフレ円高対策を適切に実行し、あわせて社会的枠組を再構築して将来不安を払拭するとともに、多様な地域が個性を発揮して元気な地域づくりを進めなければなりません。そのためにも、短期、中長期を見極め、直面する課題を明らかにし、将来ビジョンを描き、シナリオを準備して力強く実行する必要があります。

第1は、経済雇用対策。景気低迷と急速な円高を克服し、頑張る企業を応援します。また、整備が進む京速コンピュータ、X線自由電子レーザーなどの科学技術基盤と企業立地の優位性を生かし、兵庫産業の競争力を高めます。

第2は、安全安心で質の高い生活環境。風水害や地震に強い県土づくり、地域医療や健康福祉の基盤づくり、充実した子育て環境づくり、街の賑わいづくりなど、生活の豊かさを確保します。また、山陰海岸ジオパークをはじめ、広い県土の豊かな自然と人とのふれあいを生かし、環境優先兵庫の魅力を高めます。

第3は、自立新時代への前進。関西広域連合発足を契機とした関西の自立、行財政構造改革と長期ビジョンの推進による兵庫の自立、人と社会の協働による地域の自立をめざします。

自ら考え行動する人々が拓く新時代に向かって、変化に負けない元気な兵庫を創っていきましょう。

新しい 自立の時代 創らんと 人と地域が 絆基いに



平成 23 年 年 頭 の 辞

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長
藤 田 裕 隆

新年あけましておめでとうございます。平成 23 年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

最近の我が国の経済状況は、海外経済の改善などを背景とした景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動などにより、景気が下押されるリスクも存在しており、依然として厳しい状況が続いております。

このような経済状況の下、自動車関係業界を取り巻く経営環境は、エコカー減税・補助金の交付等の諸施策により、昨年の新車販売台数は若干上向きましたが、マイカーの普及や少子高齢化による公共交通機関利用者の減少に伴う輸送需要の低迷及び交通環境改善や安全対策のためのコスト増等、昨年と同様の厳しい状況が続いているものと認識しているところです。

トラック業界におかれましても、今年も厳しい経営環境が続くものと予想されますが、いうまでもなく、交通運輸分野における最優先・最重要課題は安全・安心の確保であり、事故やトラブルを未然に防止するためには、事業者の皆様、自らが安全性の向上に向けて、高い意識を持って頂くとともに、積極的に安全対策の推進に取り組んで頂くことが重要であります。

このため、本年も引き続き運輸事業における各事業者への安全指導、監査等の強化充実に取り組むこととしており、運輸安全マネジメント評価の着実な実施、運輸安全シンポジウム開催等による安全思想の普及・強化に取り組む所存です。

さて、運輸安全マネジメント評価については、導入から 4 年が経過し、事業者においては安全管理体制の構築、安全意識の向上が見られるところです。昨年は、近畿運輸局等が主催する評価監査には、積極的に評価員を参加させてスキルアップを図るとともに、事業者関係団体等が主催する研修会等にも講師として出席する等、啓発活動を推進してまいりました。今後も引き続いて評価員のスキルアップを図るとともに、本制度の浸透・定着に努めてまいります。

自動車運送事業については、平成 21 年 3 月に国土交通省において、「事業用自動車総合安全プラン 2009」を策定し、今後 10 年間で死者数及び人身事故件数半減、飲酒運転ゼロといった目標を設定しました。

これに伴い、同年 10 月に自動車運送事業の監査方針及び行政処分基準が改正され、併せて関係法令等の改正が行われたため、昨年は、これに基づき安全性重視の事後チェック体制の強化、重大事故を引き起こす前の安全面の予備的監査体制の強化等を図り、安全対策の推進を行ってまい

りました。

また、昨年4月には、飲酒運転ゼロの目標を達成するために、点呼時におけるアルコール検知器の使用を義務づける等、省令並びに関係通達が改正され、アルコール検知器の使用義務等については、今年4月に施行されることから、運送事業者に対しては、事業者関係団体等が主催する会議・研修等の場を通じて啓発活動を推進してまいりました。

平成22年度の監査方針による新たな取り組みとして、関係法令遵守と事業用自動車に対する安全対策等の周知のため、「事業者の集団指導」に力を入れることにしており、この取り組みを成功させるため、昨年9月に集団指導用の教材として「安全冊子」を作成し、現在、全モード（バス、タクシー、トラック）を対象に取り組んでいるところであります。

さらに、昨年12月には「第3回近畿地域事業用自動車安全対策会議」において、「全国プラン2009の施策の浸透・定着」、「法令違反事業者等に対するコンプライアンスの徹底」、「事故多発運転者に対する指導徹底」、「飲酒運転ゼロに向けての指導徹底」等を施策とした、「近畿グリーンナンバーセーフティプラン2010」が策定されました。

今後とも、「事業用自動車総合安全プラン2009」及び「近畿グリーンナンバーセーフティプラン2010」の目標実現のため、安全体質の確立、コンプライアンスの徹底、飲酒運転の根絶等について、事業者への集団指導等による啓発活動を推進し、より一層の安全対策を図ってまいります。

トラック事業については、地域経済・日常生活を支える国内物流の基幹的輸送機関としての機能が発揮されるよう、引き続き適正化実施機関と連携を図りながらコンプライアンスの徹底、適正取引の推進や、補助制度の活用等による環境対策を推進することにより、安全で安心、効率的で環境にもやさしいトラック輸送の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本年も引き続き、安全・安心の確保を大前提としつつ、創意工夫をもって事業にあたられることをお願いいたしますとともに、兵庫陸運部といたしましても、保安・業務監査、自動車検査等を通じ、公共交通の安全確保に努め、また、需要拡大のための環境づくりとしての、交通運輸や観光の振興等に引き続き努力して参る所存です。

以上、新しい年を迎え私の所信を申し述べさせていただきましたが、本年も皆様方には、なお一層のご支援、ご協力をお願い致しますとともに、今年的一年がトラック業界にとって大いなる発展の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





安全・安心・快適な交通社会の実現を目指して

兵庫県警察本部交通部長

今 西 義 高

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、ご家族ともども穏やかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素、皆様方におかれましては、警察業務の各般にわたり、深いご理解と温かいご支援を賜っておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

また、陸上輸送の安全を確保し、トラックドライバーコンテストをはじめ、地域の交通事故防止に資する交通安全教室の開催など、多岐にわたる事業を積極的に実施していただくなど、交通安全対策の推進にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

さて、昨年の県内におきます交通事故情勢につきましては、200人近くの方が亡くなられ、4万人を超える方が負傷されており、また、飲酒運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、依然として厳しい状況にあり、交通事故は県民生活の安全を脅かす不安要因の一つであります。

交通事故の特徴を見てみますと、全死者数に占める高齢死者の割合が約半数を占め、今後も高齢社会がますます進展する中で、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されるところで、引き続き、高齢者の交通事故防止対策が重要であると考えております。

また、自転車が関係する交通事故につきましても、全事件数に占める割合が年々増加傾向にあり、今後、エコブームや健康志向の高まりから利用者の増加が予想され、交通ルールの再認識と正しい利用マナーの実践に向けた対策が課題であると認識しているところであります。

近年、道路環境の整備充実が飛躍的に図られ、自動車の安全性も格段に向上しておりますが、さらに交通事故を抑止するには、県民一人ひとりが「交通事故は身近な大きな問題」として認識することが重要であります。

皆様方におかれましては、引き続き適正な運行管理などの徹底や、事業所内における交通安全に努めていただくとともに、ご家庭、地域に交通安全が浸透するよう交通安全教育や交通安全イベントなどの開催に努めていただきますようお願いいたします。

また、皆様方が一体となって、思いやりを持った優しい運転に心掛けていただくなど、他のドライバーの模範となる安全運転のリーダーを担っていただきますようお願いいたします。

これら皆様の地道な活動が、交通事故の抑止を図る上で従来にも増して大きなウエイトを占めてまいります。

交通ルールの遵守は、社会における規範意識の向上、ひいては良好な社会秩序の維持に資するものであります。

どうか皆様方におかれましては、安全で安定した陸上輸送を確保していただくためにも、模範運転に心掛け、「安全・安心・快適な交通社会の実現」を目指して、今後、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして幸多き年になりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年 頭 所 感

兵 庫 労 働 局 長
白 川 欽 也

新年あけましておめでとうございます。

社団法人兵庫県トラック協会及び会員各位におかれましては、日ごろより労働行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、去年の景気は、政府のエコカー補助金等の経済刺激策や輸出の増加を受けて製造業を中心に持ち直しの動きが見られたものの、急激な円高等により、景気の足踏み状態が続きました。兵庫でも、企業の業況感には改善がみられるもののペースが鈍化しているところです。

そのような中、雇用情勢は有効求人倍率が平成 21 年 12 月の 0.41 倍を直近のボトムとして緩やかに改善の傾向にあります。また、去年の労働災害は、残念ながら一昨年を上回る状況となりました。

このような中で、労働基準行政においては、賃金不払、長時間労働等の申告や相談が多数寄せられておりますので、改正された労働基準法の定着と併せ、一般労働条件の確保・改善対策など労働条件の履行確保を引き続き進めてまいります。特に長時間労働の実態がみられる自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図ってまいります。

労働災害防止については、平成 20 年度を初年度とする「兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 ケ年計画」に基づき、リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進、局署合同パトロール等の実施などにより、労働災害、特に死亡災害の減少に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、去年は交通事故による死亡災害が大幅に増加したため、貴協会（陸災防兵庫県支部）に対して緊急要請を行いました。引き続き貴協会との連携の強化を図り、死亡交通労働災害の撲滅に向けて、積極的な交通労働災害防止対策の推進を図ってまいります。

労働衛生関係につきましては、メンタルヘルス対策等の健康確保対策の推進、石綿による健康障害・粉じん障害等職業性疾病の防止対策を推進してまいります。

最低賃金については、昨年 10 月 17 日に地域別を、12 月 1 日に特定（産業別）を改正しましたので、今後は改正した最低賃金の履行確保に努めていく所存でございます。

また、労災補償給付につきましても、引き続き迅速適正な給付に努めてまいります。

職業安定行政においては、政府の新成長戦略に向けた経済対策において、雇用を基軸とした経済成長の実現が掲げられており、雇用の基盤づくりが課題となっていることから、雇用の確保等に兵庫労働局も全力を挙げて取り組んでいるところです。

雇用均等行政においては、昨年改正施行された育児・介護休業法の周知徹底に取り組むとともに、本年 4 月 1 日に、次世代法に基づく行動計画の策定・届出が義務付けられる、従業員 101 人以上 300 人以下規模企業の取組を支援することにより、仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備を促進してまいります。

これらの施策の実施に当たっては、地元経済団体や企業の皆様方から様々な御意見をお伺いし、兵庫県、関係市町村等の地方公共団体をはじめとする関係行政機関とも積極的かつ有機的な連携を図り、時宜に即した効果的な施策を展開してまいります。

貴協会におかれましても、これら諸施策の推進にご理解とご協力を賜り、引き続き、労働行政へのご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会及び会員各位の皆様方の益々のご発展、ご活躍と本年が明るい年となることを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



行政からのお知らせ



国土交通

低公害車普及促進対策費補助金について (補正予算の成立を受け、12月9日より受付が開始されます。)

「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成 22 年 10 月 8 日閣議決定)を受けて、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、低公害車普及促進対策費補助制度により、トラック・バス・タクシー事業者の次世代自動車等(CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車、環境対応ディーゼル車)の導入に対する支援を行うこととしており、10月26日付で制度の概要等を公表しているところです。

このたび、先般の国会における補正予算の成立を受け、12月9日より受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

補助金の申請に当たっては、以下の補助金交付要綱等を熟読の上、記載ミスや添付書類漏れが無いように注意してください。

なお、補助は予算の範囲内で実施し、補助金は申請順に交付します。従って、3月31日までに登録された自動車であっても、予算枠を超過した場合は、補助金が交付されません。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000017.html

[1] 次世代自動車(CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車)の導入支援

補助制度概要

次世代自動車と通常の車両との差額の1/2を補助^{※1}

※1 次世代自動車の車両本体価格の1/4よりも差額の1/2の方が高くなる場合は、車両本体価格の1/4を上限とします。(現行の低公害車普及促進対策費補助金と同じです。)
ただし、ハイブリッドタクシーについては、補助金額は10万円となりますので、注意してください。

補助対象自動車

営業用(いわゆる緑ナンバー・黒ナンバー)のCNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気バス・トラック・タクシーであって、平成22年度内(平成23年3月31日まで)に登録された自動車。

＜注意点等＞

※申請先は地方運輸支局または地方運輸局です。申請方法等で不明な点は、お近くの運輸支局または運輸局にお問い合わせください。

問い合わせ先一覧 <http://www.mlit.go.jp/common/000036295.pdf>

※制度の基本的な内容、申請書の様式等については、平成22年度当初予算による補助と相違ありません。

※ただし、自治体等による協調補助は不要です。また、当初予算の際のようないわゆる内定方式ではありませんので、自動車を登録した方から順次申請して頂くことになります。

[2] 環境対応ディーゼル車の導入支援

補助制度概要

「2015年燃費基準達成」かつ「ポスト新長期規制適合」車両と通常の車両との差額の1/2を補助^{※2}

※2 実際の補助額は次の表のとおりです。それぞれのクラスに属する車両は、補助対象型式早見表をご確認ください。

	小型 (車両総重量3.5トンクラス)	中型 (車両総重量8トンクラス)	大型 (車両総重量12トンクラス)
補助額	10万円	25万円	60万円

補助対象自動車

営業用重量車（3.5トン超のトラック・バス）（いわゆる緑ナンバーのトラック・バス）であって、次の1.、2.の要件を両方とも満たしている自動車。

1. 「2015年燃費基準達成車」であって「ポスト新長期規制適合車」でもあること。（両方の要件を満たさなくてはなりません。）
2. 平成22年10月8日（円高・デフレ対応のための緊急経済対策の閣議決定日）から平成23年3月31日までに登録された自動車であること。

＜注意点等＞

- ※自動車を登録した後の申請となります。（所有権が留保されている場合は留保解除後の申請となります。）
- ※申請先は国土交通省本省です。（ただし、宛先は局留めとなります。詳しくは募集要領をご覧ください。）
- ※自治体等による協調補助は不要です。最低台数要件もありませんので、1台の導入から補助金を受けることができます。

†その他（[1]、[2] 共通）

申請期限

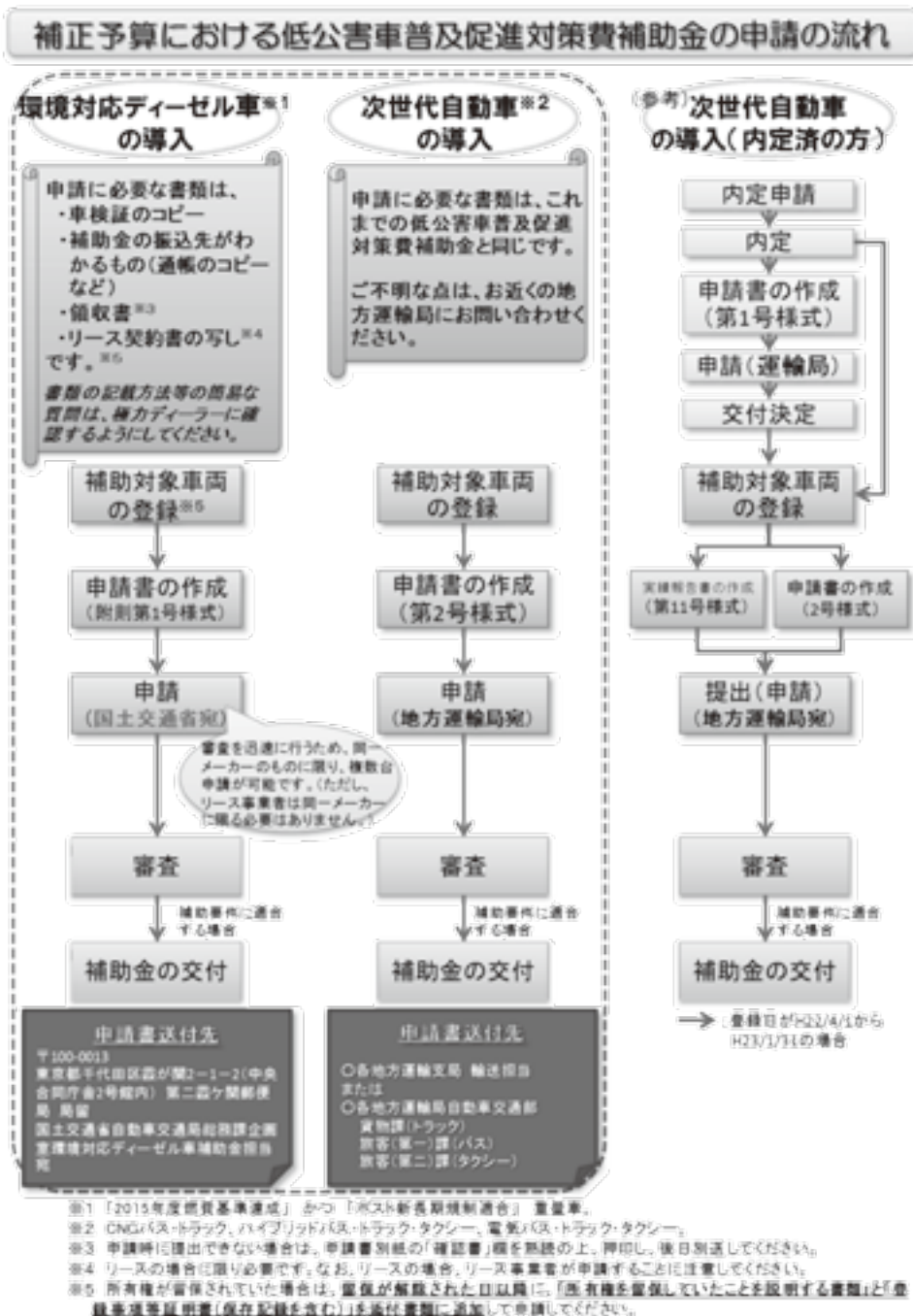
原則として登録日から30日以内に申請して頂く必要がありますが、以下のような特例がありますので、注意してください。（以下は全てのケースを網羅しているわけではありませんので、詳しくは「募集要領」や「申請受付期間等について」をご確認ください。）

1. 平成22年12月10日までに登録した自動車にあっては、平成23年1月11日を申請期限とします。
2. 登録した日が平成23年3月4日以降の場合にあっては、平成23年4月4日を申請期限とします。

申請先

上述及び次の「申請の流れ」のとおり、次世代自動車に係る補助金の申請書提出先は地方運輸支局または地方運輸局、環境対応ディーゼル車に係る補助金の申請書提出先は国土交通省本省（郵便局留）となっており、申請書の提出先が異なりますので、送付間違いの無いように注意してください。

(参考：申請の流れ)



■この発表についての問い合わせ窓口

[1] 次世代自動車の導入支援関係

- ・バス車両導入関係：企画室 加藤、高橋(内線 41-163、41-182)
- ・タクシー車両導入関係：旅客課 鎌塚(内線 41-242)
- ・トラック車両導入関係：貨物課 土肥、鈴木(内線 41-322)

[2] 環境対応ディーゼル車の導入支援関係

- 企画室 加藤、高橋(内線 41-163、41-182)

環境対応ディーゼル重量車に係る補助金適用の区分（新車車の早見表）

＜補助金 制度＞	小型 (GVW 3.5tクラス) ：10万円/台	中型 (GVW 8tクラス) ：25万円/台	大型 (GVW 12tクラス) ：60万円/台
『ポスト新長期排出ガス規制適合』 且つ 『2015年燃費基準達成』※	SKG-車 SUG-車	SKG-車 SUG-車	LKG-車 LJG-車

	いすゞ	日野	三菱 ふそう	UD トラックス	トヨタ	日産	マツダ	いすゞ	日野	三菱 ふそう	UD トラックス	いすゞ	日野	三菱 ふそう	UD トラックス	ボルボ	現代
トラック	なし	なし	FBA FEA FEB FEC	なし	なし	なし	なし	FBR FSR	なし	FK FK***Y	なし	CVR CXE CXG CXM CXY CXZ CYE CYG CYH CYJ CYL CYM CYY CYZ EXR EXD EXZ EXY FTR FVR	FN FQ FR FS FW SH FE FJ	FS FU FV FK***Z FP	PK OD CG CV CW CX GK	H2T	なし
バス	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	RU LV	RU KV HU	MP MS	AP AS	なし	なし

- ・上表に記載のある車系で、登録型式の上3桁（排出ガス規制適合識別記号）が『ポスト新長期排出ガス規制適合』且つ『2015年燃費基準達成』を表す『LKG』『LJGM7』リット・車』『SKG』『SUGM7』リット・車』の車両が対象となります。

・登録型式に「改」が付記される改造車も助成対象ですが、その内「原動機」「動力伝達装置」「走行装置」「燃料装置」のいずれかの改造をした車面は対象外となります。

・本早見表は、新しく補助対象車面が販売されるたびに更新いたします。最新版は国土交通省自動車交通局のホームページからダウンロードしてください。

近運自貨第823号
近運自監第912号
近運技保第188号
平成22年12月3日

近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車交通部長
近畿運輸局自動車監査指導部長
近畿運輸局自動車技術安全部長

事業用貨物自動車の緊急安全対策の徹底について

事業用自動車の事故防止等については、本年に入り重大事故が多発している状況に鑑み再三にわたり注意喚起を図ってきたところであるが、今般、管内の事業用貨物自動車による悲惨な事故や飲酒運転事案が別紙のとおり連続して発生したことは極めて遺憾である。

今回の事故の原因等については、現在調査中であるが、このような悲惨な事故や飲酒運転は、貨物自動車運送事業者としての最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の平穏な社会生活、さらには生命をも奪いかねず、社会的信頼を大きく失墜させるものである。

年末年始を迎えるにあたり、輸送量が増加することも踏まえ、事故防止及び飲酒運転根絶に向かって、運行管理を確実に実施し、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、安全運行の確保に万全を期すよう、貴会傘下会員に対し改めて周知徹底を確実に図られたい。

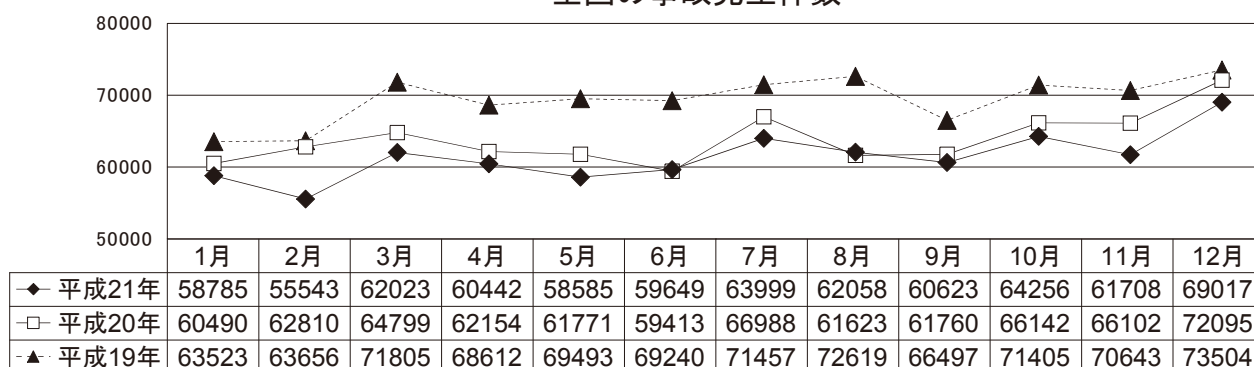


**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

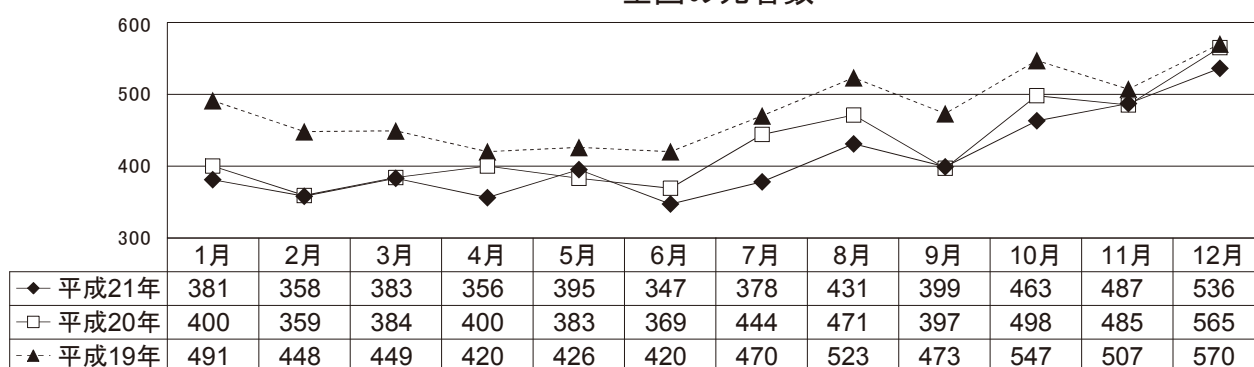
最近悲惨な事故や飲酒運転事案が連続して発生！

	日 時	場 所	種 別	事故概要	備考
1	11月26日 午後11時50分	滋賀県甲賀市水口町 (国道1号線)	普通貨物 × 普通乗用	酒気帯び状態でガソリンスタンドから国道1号線に右折で出ようとしたトラックと普通乗用車の接触事故	
2	11月28日 午前7時45分	三重県亀山市野村 (1号線の側道と県道との交差点)	普通貨物 × 自家用バス	マイクロバスと大型トレーラが信号機の無い交差点で衝突 被害は死者6名、重軽傷22名	
3	11月29日 午前9時45分	三重県大台町下三瀬 (紀勢自動車三瀬トンネル)	普通貨物 × 普通乗用等	大型トラックが中央線をはみ出し対向車線を走行中の車両と衝突炎上 被害は死者3名、重軽傷3名	

全国の事故発生件数



全国の死者数



※過去3年間を見ても、輸送量が増加する年末にかけて事故発生件数及び死者数が増加していることから、事故防止、飲酒運転の根絶に向け運行管理を確実に実施し、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を講じ、安全運行の確保に万全を期するをお願いします。

平成22・10・15中第1号

公 取 企 第 6 1 号

平成22年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

我が国の景気は、このところ足踏み状態となっており、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動により、厳しい状況にあります。中小企業の業況感も弱い動きを示す業種があり、先行きに慎重な見方が広がるなど、依然として厳しい状況が続いております。

こうした経済情勢を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。)違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」「買ったたき」等の行為を禁止するものです。公正取引委員会及び経済産業省は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めております。

公正取引委員会においては、下請取引の適正化をより一層推進する観点から、下請事業者をはじめとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う中小事業者のための移動相談会、親事業者に対し下請法について業種ごとの実態に即した分かりやすい説明を行う業種別講習会等を実施しております。また、過去に下請法違反が多くみられた業種などに対する重点的な調査も実施しております。

経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、違反を繰り返し改善指導を受けた親事業者等の役員等に対する特別事業聴取の実施、全国47の県庁所在地において企業の経営者等に対する下請法の講習会(トップセミナー)の開催、下請ガイドラインを策定し、業種の特性に応じた違反行為や望ましい取引事例を解説する説明会の開催等を実施しております。

これから年末にかけて、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。また、円高の進展等による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、前記趣旨及び別紙1の記載事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣

旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあります。貴団体におかれても、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと考えます。

大手企業の中には、依然として法令遵守が徹底していない事例がみられます。例えば、社内の調達担当者がコンプライアンス担当部門に相談しなかった結果、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことになることから、このような事態の生じることのないよう、貴団体所属の事業者の下請法遵守の重要性を周知いただきたいと思います。

また、貴団体所属の下請事業者に対しては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口又は「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導方お願いいたします。

(別紙1)

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下『下請法』という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否の禁止

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。(下請法第4条第1項第1号)

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。(下請法第4条第1項第2号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額の禁止

- ・ 下請事業者には責任がないのに、受注後に下請代金を減額すること。(下請法第4条第1項第3号)

(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価をそ及適用すること。
- － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品 of 禁止

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買いたたきの禁止

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者
に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置の禁止

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせた
ことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをす
ること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製
造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払
わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受け
ることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当
に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

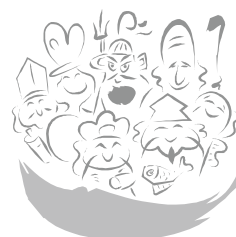
手形サイトは、原則として、120日以内(繊維業にあっては90日以内)とすることとさ
れている。(通達：41 公取下第169号及び第233号、41 企庁第339号及び第467号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させるこ
とにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を
受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下
請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)



〔相談窓口〕

(別紙 2)

機 関 名	〒	住 所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	100-8987	千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟	03-3581-3375 (直)
北海道事務所 下請課	060-0042	札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎	011-231-6300 (代)
東北事務所 下請課	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-225-8420 (直)
中部事務所 下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-961-9424 (直)
近畿中国四国事務所 下請課	540-0008	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6941-2176 (直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	082-228-1501 (代)
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	760-0068	高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎	087-834-1441 (代)
九州事務所 下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	092-431-6032 (直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0049 (直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100-8912	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1669 (直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-1783 (直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4922 (直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0325 (直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2748 (直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6966-6037 (直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館	082-224-5661 (直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529 (直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450 (直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1755 (直)

「下請けガイドライン説明会」のご案内

トラック運送業界では、コストに見合った適正運賃の収受と荷主との公正取引の促進（荷主企業に対する不公正取引の是正）が課題となっています。

下請け取引では、仕事を委ねる側の親事業者は下請け事業者より優位な立場にあることから、親事業者の一方的な都合によって、①下請代金の支払いが遅れてしまったり、②代金が不当に引き下げられたりする場合があります。

この様なことから、今回、兵庫県中小企業団体中央会から講師を迎え標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

出席される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき、1月31日（月）までにFAX 078－882－5565（トラック協会）でお申し込み下さい。

なお、質問のある方は申込用紙に質問事項を記入のうえ1月23日（日）までにお申し込み下さい。

記

日 時：平成 23 年 2 月 2 日（水） 13：30～15：30

場 所：（社）兵庫県トラック協会 西部研修センター
姫路市中地字村東 26－1

講 師：京町法律事務所（兵庫県弁護士会所属）

弁護士 坂口 裕昭（さかぐち ひろあき）氏

テーマ：下請けガイドライン説明会

①下請代金法の概要について

②下請事例とその対策について

※ 当日の個別相談は予定しておりません。

（担当：兵庫県トラック協会 適正化事業部）

別 紙

『下請ガイドライン説明会』申込書

(社)兵庫県トラック協会

適正化事業部宛

(078-882-5565)

◎2月2日(水) 13:30

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

質 問 欄

都道府県トラック協会
会 長 殿

社団法人 全日本トラック協会
会長 中西 英一郎

賃金交渉期における賃金・労働セミナー開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、賃金交渉期にあたる年度末を控えまして、トラック運送事業の経営者・管理者を対象に、トラック運送業界が抱える諸問題を解決するための一助として、例年通り標記セミナーを開催することと致しました。本年は、別添次第のとおり、労使の春闘交渉の考え方等を関係団体から講話頂き、また、特別講師として「インサイダー」編集長 高野 孟 氏 をお招きし、混迷する日本の政治情勢におけるタイムリーな話題や今後の見通しなどについてのご講演をいただく予定です。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴協会の広報誌等におきまして本セミナー開催の旨ご案内頂く等、会員事業者の出席方についてお取り計らい頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

賃金交渉期における賃金・労働セミナーのご案内

～混迷する日本の政治情勢について、インサイダー編集長・高野孟氏が講演～

トラック運送事業は、国民の暮らしを守るライフライン、また、我が国経済を支える動脈として、貨物輸送の大半を担い、国民生活の向上や産業経済の発展に大きく貢献し、国内物流の基幹産業としての役割を果たしておりますが、業界を取り巻く環境につきましては、運賃水準の下落、高止まりする軽油価格、安全対策や環境対策などによるコスト負担の増大により、依然として大変厳しい状況にあります。

そのような中、経営に大きく関わります春闘交渉の考え方等について、労使双方の関係団体から講話をいただく本セミナーを今年度も開催させていただきます。

今回は、特別講師といたしまして「インサイダー」編集長 高野 孟 氏 をお招きし、混迷する日本の政治情勢におけるタイムリーな話題や今後の見通しなどについてのご講演をいただく予定です。

是非、この機会に奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

平成22年12月
社団法人 全日本トラック協会

◆ 御 案 内 ◆

- 〈日 時〉 平成23年2月14日(月) 10:30～15:40(受付 10:00～)
- 〈場 所〉 (社)全日本トラック協会 大会議室
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 19階
- 〈定 員〉 70名 (定員になり次第締切とさせていただきます。)
- 〈参加費用〉 無料 (昼食をご用意いたします。)
- 〈対 象〉 都道府県トラック協会会員事業者
- 〈申し込み〉 受講を希望される方は、以下に必要事項をご記入の上、FAXにて当協会宛にお送りください。申し込みいただいた方に参加証をお送り致します。(当日は参加証をご持参ください)
- (社)全日本トラック協会 労働部 宛
〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 19階
TEL 03(5323)7626 FAX 03(5323)7230
- 〈締 切〉 平成23年2月1日(火) 必着

※セミナー日程については、裏面をご覧ください。

.....<きりとり線>.....

賃金・労働セミナー参加申込書

(社)全日本トラック協会 労働部 行 (FAX:03-5323-7230)

会 社 名			
役 職 名			
氏 名			
所 在 地	〒		
連 絡 先	TEL	FAX	

申込み締切 平成23年2月1日(火) 必着

※ お申し込み頂いた個人情報については、当該セミナーの参加者管理を目的として使用いたします。

〈日 程〉

10:00～10:30 受 付

10:30～10:35 挨 拶

(社)全日本トラック協会
常務理事 中川 登志雄

10:35～11:40 『2011年春季労使交渉～経営側の基本的な考え方』
全国中小企業団体中央会
労働政策部長 小林 信 氏

11:40～12:20 休 憩(昼 食)

12:20～13:00 『運送業界の労働問題について』
(社)全日本トラック協会
労働部長 高安 茂

13:00～14:00 『2011年春闘と運輸労連の課題』
全日本運輸産業労働組合連合会
中央執行委員長 山浦 正生 氏

14:00～14:10 休 憩

14:10～15:40 『どうなる？日本の政治(仮題)』
インサイダー 編集長 高野 孟 氏

15:40 閉 会



平成22年 全ト協十大ニュース

1. 23 年度税制大綱、「交付金の継続、法制化」方針を明記
 2. 民主党トラック議員連盟設立、活発な活動の中、200 人規模の大議連に
 3. 国土交通省「トラック産業将来ビジョン検討会」設置、来夏の取りまとめに向け作業進む
 4. 高速料金実質値上げ案撤回、時間帯、大口多頻度割引等継続へ
 5. 全ト協が事業仕分けの対象に、「制度の建て付けの見直し」等指摘される
 6. トラックが京都議定書の目標を大幅に超えるCO₂削減を達成、エコカー補助も推進
 7. 「G マーク」1 万 5 千事業所突破
 8. 社会保険未加入に対する行政処分や「優越的地位の濫用防止」対策等の強化進む
 9. 宮崎県で口蹄疫、業界結束して対応
 10. 海上コンテナ安全確保法案国会提出、次期国会での成立に期待
- (特掲) バス、タクシー、労組と一体で、全国からの参加を得て「自動車関係諸税マニフェスト実現要請行動」を実施

事務局からのお知らせ

運行管理者試験事前講習会開催のご案内

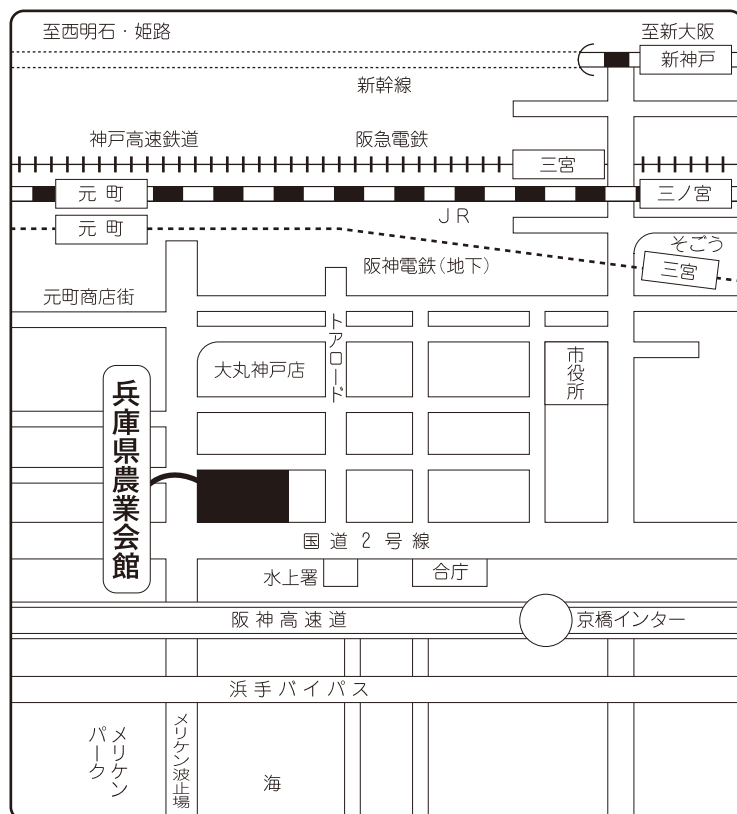
平成 23 年 3 月 6 日（日）に開催されます平成 22 年度第 2 回運行管理者試験を受験される方を対象に、運行管理者試験事前講習会を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。

参加を希望される方は、申込書（次ページ別紙）をコピーのうえ、2 月 10 日（木）までに F A X（078-882-5565）にてお申込み下さい。

なお、定員（180 名）に達し次第、締め切らせていただきます。

記

1. 日 時 平成23年 2 月 17 日（木） 13時から17時
2. 場 所 兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通 1 番地



- ◆ JR・阪神「元町」駅
東口下車南徒歩約 5 分
- ◆ 阪急「三宮」駅西口
下車西南徒歩約 15 分
- ◆ 新幹線「新神戸」駅
からタクシー約 15 分

※尚、駐車場はございませんので公共交通機関をご利用下さい。

- (注) 運行管理者試験問題集を教材として使用いたします。
教材となる右の問題集は、平成23年1月11日(火)より当協会において販売いたします。
なお、当日会場においても販売しております。
(協会一括購入価格2,050円)
- 【使用する問題集】
運行管理者試験（貨物）
受験対策問題集
解答・関係法令付き
第24版 [平成22年5月改訂]
日通総合研究所
カーゴニュース



問い合わせ (社) 兵庫県トラック協会 適正化事業部
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

(別 紙)

運 行 管 理 者 試 験 事 前 講 習 会 申 込 書

(社)兵庫県トラック協会
適 正 化 事 業 部 宛
(FAX 078-882-5565)

ふりがな

受講者名

会 社 名

電話番号

ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が 追加されました

- ・ 矢崎総業株式会社 YAZAC—eye3
 TEL 03-3298-3132
- ・ 株式会社ユピテル BU—DRS900T
 TEL 03-3769-2505
- ・ 東信電気株式会社 クピレDT-1
 TEL 044-980-3127

交通事故・労働災害防止研修会を開催しました

開 催 日 平成 22 年 12 月 13 日（月）

場 所 神戸商工会議所 神商ホール

主 催 （社）兵庫県トラック協会、陸運労災防止協会兵庫県支部

参 加 者 150 名

内 容

① 「陸運業での労働災害防止について」

講師 兵庫労働局 労働基準部安全課 主任安全専門官 高木 潔 氏

② 「最近の労働問題について」

講師 社団法人全日本トラック協会 労働部 次長 黒澤 忠男 氏

③ 「あ・い・さ・つ」

講師 株式会社クレフィール湖東 交通安全研究所 副所長 梶井 幹弘 氏

今回の兵ト協ニュースに、当日の資料（冊子）「効果的な運転者教育の進め方」「故事・諺を活かした朝礼安全スピーチ」「安全確認 1, 2, 3」を同封しています。ドライバーの安全運転教育にお役立て下さい。



新年明けましておめでとうございます。

【天狼会】14名を代表して謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年はギリシャ発の欧州経済不安が世界中を駆け巡るなど世界経済は未だに先行き不透明ななか、私共トラック運送業界を取り巻く環境も相変わらず厳しいものがあります。そんな状況だからこそ私共【天狼会】は、研修や情報交換等の活動を通じて経営に対する知識の向上に努めています。

【天狼会】の概要、昨年の実績は次のとおりです。

- I 【天狼会】とは、(社)兵庫県トラック協会女性経営者部会のことです。本年創立43年を迎えます。
- II 【天狼会】の目的は共存共栄の理念の下、情報収集の強化、勉強会等を通じて会員の経営に対する知識の向上を図り、親睦を深めることを目標にしています。
- III 会員の増強を合言葉に入会を勧めています。
- IV 総会を含め年6回の定例会議をはじめ兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、福井県のトラック協会の女性経営者部会で構成される五ブロック女性経営者交流会など会議、研修、交流の場を設けています。
- V 昨年度の定例会では、7月(社)兵庫県トラック協会の北村常務理事の講演「トラック協会の融資及び助成制度」、9月志縁チームの講演「あなたの会社を遺す為に～事業継承対策の薦め」等講演会を開催しました。

女性経営者の皆様

【天狼会】の活動に参加してみませんか

【天狼会】には女性として、経営者として経験豊富な素晴らしい個性を持った会員がたくさんおられます。

一緒に勉強しましょう。そして、力強く前進しましょう。

私達は、女性経営者の方、又経営者と共に歩んでおられる方の加入をお待ちしております。

心から歓迎いたします。

最後に兵庫県トラック協会会員の皆様の今年一年が「卯年」らしく飛躍の年となりますよう心よりご祈念いたします。

天狼会 会長 櫻井典子

講習会のお知らせ

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1 日目	平成23年 2 月16日 (水) 9 時～17時
	2 日目	平成23年 2 月17日 (木) 9 時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非 会 員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3 年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書 (A 4 サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真 2 枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。
2 枚の内うち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等 (運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
平成23年1月17日(月)～平成23年2月8日(火) 必着
ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。
(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

5. 修了証

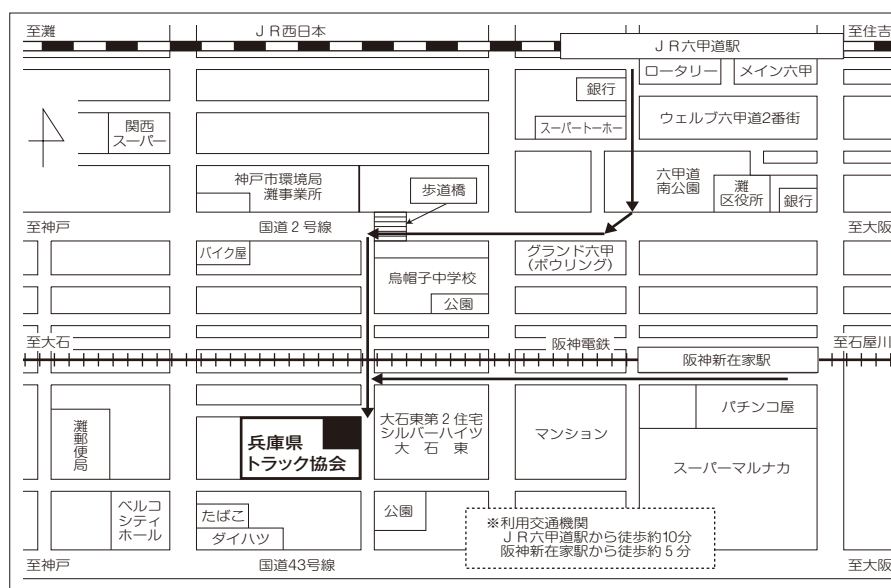
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社) 兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



受講申込書

はい作業主任者技能講習会

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生		交付年月日		※	
現 住 所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)				本 籍	都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電話 F A X				
	名 称					

証 明 書	
受講者氏名 _____ ㊞	
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3 年以上従事した経験を有する者であることを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
事業者名 _____	
事 業 者 _____ ㊞	
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成23年3月4日(金) 8時30分～ 8時15分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成23年3月5日(土) 8時～ 7時45分受付 3月12日(土) 8時～ 3月13日(日) 8時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協会 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年1月24日(月)～平成23年2月25日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

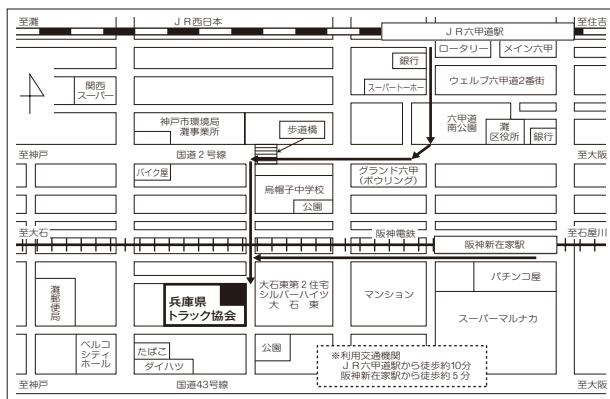
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

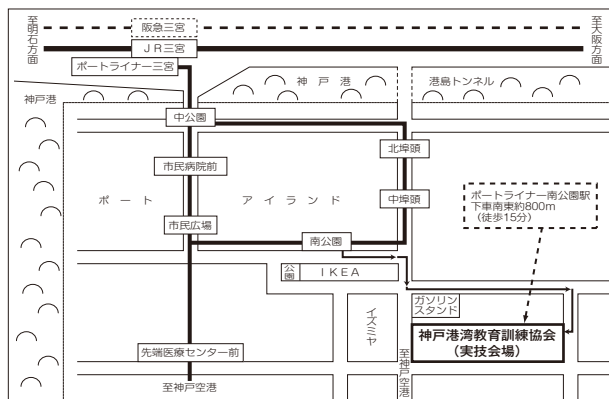
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生		交付年月日	※		
現 住 所 (修了証に載ります)		〒			本 籍	都 道 府 県	
		電 話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒					
	名 称	電 話 F A X					
所持する自動車 運 転 免 許 証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし)			免許証番号			
	2. 大 型			取得年月日			
	3. 中 型			年 月 日			
4. 普 通			発行者				
5. 大型特殊(カタピラ限定付)			公安委員会				
(注)所持する免許に○を付けて下さい							
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。				平成 年 月 日			
				受講者氏名 ㊞			
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表(平成 22 年 11 月末現在)

(単位：円／ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		90.30	91.80	99.47	
出 光		90.27	96.27	97.40	
J エ ナ ジ ー		88.80			
コ ス モ		91.27	91.95	102.03	96.00
昭 和 シ ェ ル		91.50			
モ ー ビ ル		88.30		97.00	
エ ッ ソ		87.40		105.00	104.35
三 井				104.00	
そ の 他		89.98	87.07	94.80	95.17
総 計		89.96	90.61	98.86	98.37
22	全国平均	89.01	調査なし	95.31	96.15
10	近畿平均	88.37		94.59	97.52

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表(兵ト協調べ)

(単位：円／ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成21年12月		85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年 1 月		85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年 2 月		87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年 3 月		87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年 4 月		88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年 5 月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年 6 月		93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年 7 月		92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年 8 月		90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年 9 月		89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月		87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月		88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月		89.96	90.61	98.86	98.37
年 間 平 均		89.06	91.81	98.37	96.93

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

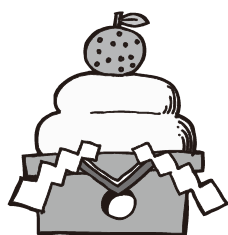
入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
22.12.10	神戸中央	一般	(株)弥生運輸	猪 熊 信 年	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目11番1	☎ 078-304-7325 FAX 078-304-7326
12.14	東 部	一般	(株)シンコウ	松 本 浩 直	〒660-0842 尼崎市大高洲町5番地	☎ 06-6409-0235 FAX 06-6409-0234
12.15	兵 庫	一般	関西コンテナ輸送(株)	藤 田 健 二	〒652-0845 神戸市兵庫区築地町3-30	☎ 078-686-1077 FAX 078-686-1078

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
22.12.1	東神戸	一般	(有)エムアイトレーディング	下 江 純 一
12.14	東 部	一般 利用	新 光 運 輸 (株)	松 本 泰 三 郎
12.17	西 播	一般 利用	(株) 行 陽 陸 運	山 本 仁 志
12.22	丹 有	一般	(有) 浅 田 商 事	浅 田 勝 久

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
22.11.29	P.33	代表者	津 門(株) 藤 本 博 士	藤 本 隆 三
11.30	P.136	代表者	(株)近畿運輸建設 藤 本 誠	菅 野 茂
12.7	P.48	代表者	藤 田 建 設(株) 藤 田 猛	藤 田 忠
12.8	P.30	代表者	金 田 運 輸(株) 野 村 健 二	野 村 めぐみ
12.14	P.98	代表者	(有)山 一 運 送 脇 村 邦 彦	脇 村 照 彦
12.20	P.63	代表者	(株)田 岡 興 業 田 岡 正 和	田 岡 英 二



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
12・1	年末の交通事故防止運動	兵庫県内	15	兵ト協 明石支部 賀詞交歓会	明石キャッスルホテル
	常任理事会・支部長連絡会合同会議	兵 ト 協		兵ト協 西神戸支部 新年会	神戸飯店
2	全ト協 常任理事会	第一ホテル東京	17	1.17 のつどい	HAT神戸
3	3 P L 人材育成研修会(概論編)	「京王プラザホテル札幌」札幌市		整備管理者選任後研修	兵庫県農業会館
	地球温暖化フォーラム2010	兵庫県民会館		取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	ホテルオークラ神戸
	神戸市危険物安全協会理事会	ホテル北野	18	集団指導(陸運部監査部門と共催)	兵 ト 協
	重量・鉄鋼部会「研修会」	六甲荘		平成22年度道路技術講演会	イー・グレヒ
6	兵庫県環境審議会大気環境部会	神戸市立生田文化会館		KTS「正副会長会議」	神戸
7	兵青協 評議員会	兵 ト 協	19	集団指導(主催 兵庫陸運部監査部門)	西部研修
	近畿地区物流政策懇談会	新大阪テ		引越部会「平成23年新春全体会議」	神戸市中央区「西村屋 和味旬彩」
8	KTS「正副会長会議」	京都市	20	全国専務理事業務連絡会議	全ト協
	自動車関係団体連絡会	神戸市中央区		兵ト協 東部支部 新年賀詞交歓会	ホテルホッパインアミダ
9	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	新神戸(京都府)		兵庫県高速道路交通安全協議会理事会	
	兵ト協 正副会長会議	神戸市北区	21	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
10	人権啓発研修会	兵庫県自動車整備会館		三木会	兵 ト 協
	全ト協安全対策WG	全ト協		兵ト協 東播支部 賀詞交歓会	中国飯店
13	事故防止研修会	神戸商	22	兵青協 新年会	南あわじ市「民宿しら波」
14	コンプライアンス小委員会	兵 ト 協	26	兵青協 研修事業	兵 ト 協
	海コン部会 運輸局・整備局 PS 会議	セビ		兵ト協 東神戸支部 賀詞交歓会	ホテルモントレ神戸
	エコドライブ指導者講習	王子動物園 動物科学資料館	27	整備管理者選任後研修	姫路市市民会館
	三木会	兵 ト 協		全ト協 振興センター理事会、総務委員会	全ト協
	全ト協タンク・高圧ガス部会正副会長、各府県部会長会議	全ト協	29	兵ト協 但馬支部 賀詞交歓会	井づつや(新温泉町)
15	はい作業主任者技能講習	兵 ト 協	－ 2 月の予定－		
	近ト協 幹事会	大ト協	2・2	全ト協第30回引越部会	全ト協
	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会幹事会	大ト協		「下請けガイドライン説明会」	兵 ト 協
	全国トラック運送事業者大会第4回準備委員会	大ト協		エネルギー・環境問題講習会	神戸市労働会館
16	はい作業主任者技能講習	兵 ト 協	4	近ト協 幹事会	大ト協
17	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館		集団指導(陸運部監査部門と共催)	ホテルポイン
21	海コン適正化委員会	セビ	8	集団指導(陸運部監査部門と共催)	兵 ト 協
	平成22年度兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	マークラー神戸ビル12階	9	自動車関係団体連絡会	自動車会館
	海コン部会兵庫大阪合同役員会	セビ		KTS「正副会長会議」	大ト協
	リスクアセスメント推進大会	マークラー神戸ビル12階	15	整備管理者選任後研修	兵庫県農業会館
22	自動車労務改善推進員会議	兵庫労働局	16	はい作業主任者技能講習	兵 ト 協
	近畿各府県トラック協会会長と近畿トラック青年協議会との意見交換会	大ト協	17	はい作業主任者技能講習	兵 ト 協
23	全ト協海コン部会	全ト協		運行管理者試験 試験前講習会	農業会館
28	仕事納め	兵 ト 協		全ト協 常任理事会・理事会合同会議(春季道運研)	第一ホテル東京
－ 1 月の予定－				全ト協 振興センター評議員会	第一ホテル東京
1・5	仕事始め	兵 ト 協		全ト協 交付金運営中央委員会、正副会長会議	第一ホテル東京
7	平成23年新春名刺交換会	神戸市労働会館7階大ホール	18	第20回全国物流経営者中央研修会	東京都「グランドホテル有明」
12	ダンプ部会情報交換会	兵 ト 協	24	整備管理者選任後研修	姫路市市民会館
	全ト協引越部会分科委員会	全ト協		全ト協重量部会「経営者研修会」	熱大観海荘
13	集団指導(陸運部監査部門と共催)	兵 ト 協	25	近ト協 第29回理事会	クラウンプラザ神戸
14	兵ト協 西播支部 新年親睦会	ホテル日航姫	26	KTS 主催「第4回配車担当者会議」	大阪「大成閣」
15	兵ト協 兵庫支部 賀詞交歓会	神戸飯店	28	エコドライブ推進セミナー(仮称)	兵 ト 協
	兵ト協 丹有支部 賀詞交歓会	ホロニアホテル(篠山)			

2011年4月1日より

注目!!



アルコール検知器の使用が 義務化されます!

2011年4月から、点呼時のアルコール検知器使用の義務化が始まります。
準備はできていますか?



アルコール検知器の導入助成については輸送事業部、
点呼簿等については適正化事業部までお問い合わせください。

お問い合わせ先

☎(078)882-5556